# 2-5 分野横断の取組

# 2025 年度までの 環境目標

- ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境 リスクが低減しています。
- ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
- ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。

# 達成の目安となる 環境の状況

- ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
- ・光化学スモッグ注意報の発令回数を①にする
- ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする
- ・市民の生活環境に関する満足度の向上
- ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

## 具体的取組の概要

生活環境条例による規制基準や制度を中心に「事業所等に対する包括的な施策」を推進します。

PRTR 制度による化学物質の排出量等の把握・公表など「<u>化学物質対策</u>」を推進します。

「自動車交通環境対策」では、大気汚染等の分野ごとの施策と横浜都市交通計画等による対策を進めます。

表-2-5-1 具体的取組2-5-1~3と関連する各分野の取組



						- 1		-	····
2-5-1 事業所等に対する包括的な施策									
(1) 事業所等に対する規制基準・指導基準					ı				
(2) 指針による取組の推進									
(3) 指定事業所・環境管理事業所									
(4) 環境保全協定									
(5) 非常時の措置									
(6) 公害防止管理者制度					ļ				
(7) 他の制度と連動した取組					I			■	
2-5-2 化学物質対策									
(1) PRTR 制度による化学物質の排出量等の把握・公表									
(2) 環境リスクの低減に向けた啓発									
(3) ダイオキシン類対策									
(4) ゴルフ場の農薬対策									
(5) 民間検査機関による災害時における有害化学物質調査									
2-5-3 自動車交通環境対策									
(1) 分野ごとの取組・施策(再掲)							 		
(2) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減							 		
(3) 駐車場等におけるアイドリングストップ									
(4) 環境と調和した交通施策の推進						I			

生活環境条例では、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的として、 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境法令による規制とは別に、事業所等を対象とした包括的な環 境保全施策を導入しています。この施策では、事業所等に対する独自の規制基準や事前許可制度等を設け るとともに、協定締結により事業者による環境保全のための自主的な取組の推進を図ります。

事業所等	2013	2014	2015	2016	2017
指定事業所	4,830	4,853	4,842	4,835	4,813
環境管理事業所	36	30	29	26	28
環境保全協定の締結事業所	28	28	28	29	29

表-2-5-2 指定事業所等の数の推移(2013~2017年度)

## (1) 事業所等に対する規制基準・指導基準

生活環境条例では、大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音・振動などの防止を目的として、事業所や施設に対する独自の規制基準・指導基準を設けています。これらの基準は施設等の種類や規模等に要件があるものもあります。

分野		規制基準の項目	規制対象	施行規則別表等	具体的取組	
		硫黄酸化物の許容限度	排煙発生施設	施行規則別表第2		
		<b>窒素酸化物</b> の許容限度	ボイラー、ガスタービン、ディ ーゼルエンジン、ガスエンジン	施行規則別表第3		
	排煙 に		指定施設	施行規則別表第4		
			指定施設	施行規則別表第5	2 - 1 - 2 (5)	
	関する規制	廃棄物焼却炉等の設備基準	廃棄物焼却炉等	加1] 戏别为农务 5	2-1-2(5)	
大気汚染・悪臭	基準排煙指定物質の許容限度、排出の		事業所	施行規則別表第6		
		ダイオキシン類の許容限度	廃棄物焼却炉等	施行規則別表第7		
		<b>粒子状物質</b> (ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素)の許容限度	ばい煙発生施設	施行規則別表第8		
	粉じん	に関する規制基準	事業所	施行規則別表第9	2 - 1 - 2 (6)	
	悪臭に関する規制基準		<b>**</b>	施行規則別表第 10	0 1 0 (7)	
		悪臭に関する評価方法	事業所	悪臭に関する評価方法	2 - 1 - 2 (7)	
水質汚濁・	公共用	引水域へ排出される <b>排水</b> の規制基準	事業所	施行規則別表第 11 施行規則別表第 12	2 - 2 - 2 (1)	
地下浸透の防止に係る施設の構造基準		<b>浸透</b> の防止に係る施設の構造基準	地下浸透禁止物質の製造・使用 等の作業に係る施設	施行規則第36条	2 - 3 - 3 (1)	
騒音・振動	騒音の	)許容限度	事業所	施行規則別表第 13	2-4-2(1)	
一般日・1敗判	振動の許容限度		事業所	施行規則別表第 14	Z-4-Z(1)	

表-2-5-3 生活環境条例による主な規制基準

<sup>(※)</sup> 各年度末の時点で設置されている事業所の数。

表-2-5-4 生活環境条例による主な指導基準

分野	指導基準	根拠	具体的取組
	小規模焼却炉等の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準	第84条	2 - 1 - 2 (5)
大気汚染	<b>小規模固定型内燃機関</b> 及び <b>ガスタービン</b> の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準	第84条	2 - 1 - 2 (5)
	石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準	第 90 条	2 - 1 - 4 (2)
化学物質	焼却施設の解体工事における <b>ダイオキシン類</b> 等汚染防止対策指導基準	第 97 条	2 - 5 - 2 (3)
水質汚濁	<b>工事排水</b> による公共用水域の汚濁防止に関する指導基準	第 103 条	2 - 2 - 2 (4)
騒音・振動	<b>屋外作業</b> に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準	第 109 条	2 - 4 - 2 (4)
地盤沈下	掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準	第 115 条	2 - 3 - 4 (2)
*6.221/L  *	小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準	第 122 条	2 - 3 - 4 (1)

## (2) 指針による取組の推進

生活環境条例では、事業活動による環境への負荷の低減や市民にとって快適な生活環境の保全などを 目的として、事業者等が配慮や実施をすべき事項などを指針として定め、公表しています。

表-2-5-5 生活環境条例による主な指針

分野	指 針	概 要	根 拠	具体的取組
(全般)	環境への負荷の低減に関する指針 (事業所の配慮すべき事項)	事業者が環境への負荷を継続的に低減にするために事業内容・事業所の形態等に応じて実施すべき事項	第39条	(全般)
悪臭	環境への負荷の低減に関する指針 (飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項)	飲食店等を営む事業者がその営業に伴って発生 するにおいを防止するために配慮すべき事項	第39条	2-6-1
化学物質	化学物質の適正な管理に関する指針	事業者が化学物質を適正に管理するために取り 組むべき事項	第41条	2-5-2
(全般)	環境の保全に係る組織体制の整備に関する 指針	事業者が環境の保全に係る組織体制を整備する ために事業内容・事業所の形態等に応じて実施す べき事項	第 46 条	(全般)
騒音	夜間における営業に係る騒音の防止に関する 指針	夜間営業を営む事業者がその営業に伴って発生 する騒音を防止するために配慮すべき事項	第 51 条の 2	2-4-2
土壌汚染	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する 指針	土地の形質の変更を行う者がその実施に伴って 発生する汚染土壌による公害を防止するために 実施すべき事項	第62条の2	2-6-1
土壌汚染	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	汚染土壌処理業の許可を受けようとする者が事 前に実施すべき事項	第69条の7	2-3-2
大気汚染	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	事業者が事業活動に伴って使用する自動車等の 排出ガスを抑制するために取り組むべき事項	第 130 条	2-5-3
騒音	生活騒音防止に関する配慮すべき指針	市民が日常生活に伴って発生する騒音を防止し、 地域の快適な生活環境を保全するために配慮す べき事項	第 147 条	2-6-1

## (3) 指定事業所・環境管理事業所

生活環境条例では、排煙、排水、騒音・振動等を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある事業所を「指定事業所」として定め、許可制度を設けることにより、事業所等の設置や変更に対する 規制基準の遵守や指針による取組事項に関する事前審査を行います。

また、「指定事業所」で一定の要件を満たし、「環境管理事業所」として認定された場合、自己管理の能力を備えているものとして事前許可制度による手続の省略などを認めています。

これらの事業所に対し、立入検査も実施し、規制基準に適合しない場合には命令や勧告等を行います。

#### ■ 指定作業・指定施設

生活環境条例では、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある作業を「指定作業」として定めるとともに、この作業を行うために用いる施設として「指定施設」を定めている。【生活環境条例施行規則別表第1】

#### ■ 指定事業所

「指定作業」を行う事業所 (臨時的又は仮設的なものは除外) 【生活環境条例第2条第6号】

#### ■ 環境管理事業所

環境管理(環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成・実施、体制の整備)とその監査を行い、生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している「指定事業所」で、基準に適合するものとして市長に認定されたもの【生活環境条例第 18 条】

## (4) 環境保全協定

事業活動に伴う環境負荷をより低減していくためには、法令等による規制的手法だけでなく、事業者による環境保全のための自主的な取組を促進することが重要となります。「環境保全協定」「は、一定規模以上の事業所を対象にその締結を要請し、締結した事業者と横浜市との連携のもと、生活環境の保全に限らず、地球温暖化対策、生物多様性の保全、地域貢献など事業者の様々な自主的な取組を促進するものです。

## (5) 非常時の措置

生活環境条例では、事業所における事故により、大気汚染・悪臭や水質汚濁の原因となる物質の放出・ 発生が起こり、公害が生じた場合(そのおそれがある場合も含む)は、事故を起こした事業者に対し、横 浜市への速やかな報告と応急措置の実施を義務付けています。また、事故発生から応急措置・対策完了 までの概要を報告する必要もあります。

#### ■ 非常時の措置に関する物質

「大気の汚染及び悪臭に係る物質」と「水質の汚濁に係る物質」を定めている。【生活環境条例施行規則別表第17】

<sup>「</sup>環境保全協定」

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために事業者が行うべき取組に係る合意事項を定めた協定。横浜市では、1964 年に全国に先駆けた取組として、前身の「公害防止協定」により事業者による環境への負荷低減の自主的な取組を促進している。【生活環境条例第150条第1項】

## (6) 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定の業種で一定の規模要件を超える工場を「特定工場」として定め、公害の防止に関する業務を行う者として「公害防止管理者」を選任することを義務付けています。公害防止管理者は、専門知識を有する有資格者から選任する必要があり、選任したときは届出をしなければなりません。また、事業等の規模に応じて「公害防止統括者」や「公害防止主任管理者」の選任が必要な場合もあります。

#### ■ 特定工場

製造業 (物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する工場のうち、ばい煙、汚水・廃液、騒音・振動、粉じん、ダイオキシン類の発生等に関する施設を設置する工場【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条】 > 「ばい煙発生施設」「汚水等排出施設」「騒音発生施設」「特定粉じん発生施設」「一般粉じん発生施設」「振動発生施設」「ダイオキシン類発生施設」【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第二条~第五条の三】

## (7) 他の制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、大規模小売店舗の出店などにより、周辺地域の生活環境に影響が生じるおそれがあるため、これらに関連する制度と連動し、生活環境の保全に関する事前調整を行います。

## 具体的取組2-5-2

# 化学物質対策

化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度では、事業者による化学物質の自主的な適正管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、一定規模以上の化学物質を取り扱う事業者に対し、年間の排出量等を把握し、届け出ることを義務付けています。また、国・横浜市では、届出事項の集計・公表を行い、化学物質による環境リスクの低減や、化学物質の適正な使用・管理を促進するための普及啓発を行います。この一環として、事業者との協定に基づき、ゴルフ場の農薬対策や災害時における有害化学物質の漏えい対策などを行います。

		2013	2014	2015	2016	2017
届出事業所数		439	416	422	438	393
	大気へ	1,051	1,081	1,172	1,263	1,275
排出量(t)	水域へ	61	61	63	54	60
	その他	0	0	0	0	0
₩₩ (*)	下水道へ	28	22	45	49	44
移動量(t)	廃棄物として	840	982	1,033	736	859

表-2-5-6 PRTR制度の届出等実績(2013~2017年度)

<sup>(※)</sup> 届出は前年度の集計結果による

## (1) PRTR制度による化学物質の排出量等の把握・公表

化学物質排出把握管理促進法 <sup>1</sup>のPRTR制度 <sup>2</sup>により、業種や従業員数、化学物質の取扱量等が一定 規模以上の事業者が化学物質の排出量を把握し、その結果を行政が届出を通じて公表することで、事業 者による化学物質の自主的な適正管理を促進します。

#### ■ 第一種指定化学物質

人や生態系への有害性 (オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在してばく露可能性があると認められる物質。現在 462 物質。年間取扱量 1t 以上が届出対象。【化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第 1 項】 例)ノルマル-ヘキサン、キシレン、トルエン、エチルベンゼン、バナジウム化合物 etc.

#### ■ 特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち発がん性等が認められる 15 物質。年間取扱量 0.5t 以上が届出対象。【化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第 1 項】

例) ベンゼン、鉛化合物、ニッケル化合物、ダイオキシン類、アスベスト etc.

## (2) 環境リスクの低減に向けた啓発

化学物質による環境リスク<sup>3</sup>を低減するためには、行政、事業者、市民等の各主体がそれぞれの立場から化学物質の排出削減や適正な使用に取り組むことが大切です。PRTR制度等における化学物質の排出量等の公表を基本として、各主体への情報発信により取組を促進します。

市民に対しては、セミナー等により化学物質への理解を深め、日常生活等における化学物質の適正な使用につなげます。 事業者に対しては、講習会等を通じて化学物質の適正な使用・ 管理や、化学物質に関するリスクコミュニケーション 4を促進します。これらの取組を関連団体と連携して効果的に実施します。



市民向け化学物質セミナー

## (3) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策として、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気汚染や水質汚濁等の規制指導に加え、事業者からの報告によるダイオキシン類の測定結果(特定施設から生じる排出ガス、排出水、燃え殻・ばいじん)を年度ごとにとりまとめ、大気や公共用水域における監視結果と併せて公表します。

また、生活環境条例では、規制対象を法よりも拡大し、小規模焼却炉からの排出ガスや、大気の規制 基準だけが適用される事業所等からの排水なども指導の対象とするとともに、焼却施設の解体工事にお ける汚染防止対策を指導基準で定めています。

## <sup>1</sup> 「化学物質排出把握管理促進法」

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

## <sup>2</sup> 「PRTR制度」

化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物等に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政に報告する制度。行政は事業者からの届出や統計資料等を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する。

## **3** 「環境リスク」

大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、人の健康や環境中の生物に生じるリスク。その大きさは、化学物質に固有の性質である「有害性」と、人や環境中の生物が化学物質にさらされる「ばく露量」によって決まり、次の式で表される。 化学物質の環境リスク = 有害性 × ばく露量

## 「リスクコミュニケーション」

市民、事業者、行政がリスクに関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ること。

表-2-5-7 ダイオキシン類対策の取組

分野	具体的取組	対象等	根拠
	2-1-1(2)大気環境中のダイオキシン類の監視	大気環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条
1	2-1-2(4)ダイオキシン類の規制	特定施設	ダイオキシン類対策特別措置法第8条
大気汚染	2-1-2(5)排煙の規制	ダイオキシン類の規制基準	生活環境条例第 25 条
		小規模焼却炉等	生活環境条例第 83 条
	2-1-1(2)水環境中のダイオキシン類の監視	公共用水域環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第26条
	2-2-2(1)有害物質等の濃度規制	排水指定物質の規制基準	生活環境条例第 28 条
水質汚濁	2-2-2(3)ダイオキシン類の規制	特定事業場	ダイオキシン類対策特別措置法第8条
	2-2-3(1)排水基準に基づく規制	特定事業場(下水道法)	下水道法第12条の2
	2-3-1(2)地下水中のダイオキシン類の監視	地下水環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条
地下水質	2-3-3(1)有害物質の地下浸透防止	地下浸透禁止物質	生活環境条例第 29 条
	2-3-3(2)汚染された地下水の浄化対策	地下水浄化基準	生活環境条例第 61 条の 3
上桥江池	2-3-1(2)土壌中のダイオキシン類の監視	土壌環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第26条
土壌汚染	2-3-2(6)ダイオキシン類の土壌汚染対策	ダイオキシン類管理対象地	生活環境条例第 70 条
(全般)	2-6-2(3)ダイオキシン類の測定結果の公表	排出ガス、排出水等	ダイオキシン類対策特別措置法第28条
(全般)	焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚 染防止対策指導基準	焼却施設の解体工事	生活環境条例第 97 条

## (4) ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺地域における良好な環境を保全するため、市内5か所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」<sup>1</sup>を締結しています。この協定に基づき、ゴルフ場における農薬の使用量を把握するとともに、排水中の農薬含有量等を調査し、周辺地域への影響等を監視します。

## (5) 民間検査機関による災害時における有害化学物質調査

自然災害や大規模な火災等による事業所・施設等からの有害化学物質の漏えい等に迅速に対応するため、民間検査機関の2団体と「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」<sup>2</sup>を締結しています。災害時にはこの協定に基づき、民間検査機関の協力のもと有害化学物質の環境汚染の状況を迅速に把握し、汚染の拡大の防止に努めます。

横浜市が市内5か所のゴルフ場それぞれと締結している協定。農薬散布の留意点、大気及び水質の基準値等の遵守、低毒性農薬への切り替えや使用量の低減、農薬使用予定計画及び実績の報告、立入調査への協力などについて定めている。1991年締結、2003年最終改正。

## <sup>2</sup> 「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」

横浜市と市内の民間の検査機関団体2者(神奈川県環境計量協議会、横浜市環境技術協議会)それぞれとの間で締結している協定。災害時には、協定締結団体は横浜市の協力要請に応じて、有害化学物質による環境汚染の状況を調査する。1999年8月31日に締結。

<sup>1 「</sup>農薬の使用に係る環境保全協定」

## (6) 民間団体による災害時における被災建築物のアスベスト調査

地震などの災害による被災建築物からのアスベストの飛散に対応するため、民間団体と「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」「を締結しています。災害時には、この協定に基づき、民間団体の協力のもと、被災建築物のアスベストの露出状況を迅速に調査し、アスベスト飛散による被害の防止に努めます。

## 具体的取組2-5-3

# 自動車交通環境対策

自動車交通により発生する大気汚染や騒音・振動は、分野ごとの取組・施策や生活環境条例による自動車の排出ガス等の対策を進めるとともに、神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画による対策や横浜都市交通計画<sup>2</sup>に記載している対策が進むことで改善が図られます。

## (1) 分野ごとの取組・施策 (再掲)

自動車交通により発生する大気汚染、騒音・振動の対策として、分野ごとに監視や規制指導等を行います。また、神奈川県と連携し、神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画による対策を推進します。

分 野	具体的取組		概要
	2 - 1 - 1 (1)	大気環境の監視	自動車排出ガス測定局における常時監視(環境基準の適否確認)
十年年沈	2 - 1 - 3 (1)	ディーゼル車の運行規制	粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止
大気汚染	i i		九都県市による低公害車の指定、EV・FCVの普及啓発
	2 - 1 - 3 (3)	エコドライブの推進	エコドライブ講習会開催や情報発信
取立 振動			道路交通騒音の測定及び面的評価 (環境基準の適否確認)
騒音・振動	2-4-3	交通に関する騒音・振動対策	低騒音舗装や遮音壁設置等の要請

表-2-5-8 分野ごとの自動車交通対策

## (2) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

生活環境条例では、自動車の製造、販売、整備を行う事業者の責務を定めています。それぞれの事業者に対し、製造における低公害車の開発、販売する自動車の排出ガス(窒素酸化物、粒子状物質など)の量や騒音の大きさが記載された書面の備置等、排出ガス浄化や騒音低減のための装置の適正な管理に関する説明などを求めます。また、指針により、事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援します。

## (3) 駐車場等におけるアイドリングストップ

生活環境条例に基づき、自動車の運転者に対し、駐車時のエンジンの停止(アイドリングストップ)を求めます。また、500 m<sup>2</sup>以上の駐車場・自動車ターミナルの管理者に対し、自動車の使用者に駐車中のアイドリングストップを促す看板設置や放送等を行うことを求めます。

横浜市と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「ASA」)との間で締結している協定。災害時には、ASA は横浜市の協力要請に応じて、被災建築物のアスベストの露出状況を調査する。2019年1月17日締結。

## 2 「横浜都市交通計画」

交通政策全般にわたり、横浜市における政策目標や、施策の方向性などを提示することにより、市民、企業、交通事業者、関係行政機関等との協調した取組を一層推進し、横浜において、環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、策定された計画。2008 年策定、2018 年改定。

<sup>1 「</sup>災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」

## (4) 環境と調和した交通施策の推進

自動車交通の円滑化に向けた体系的な道路ネットワークの整備や、ボトルネックの解消につながる道路改良、騒音対策につながる道路施設の整備、道路緑化の推進など、環境負荷の低減につながるインフラ整備を進めます。

また、自動車の排出ガスによる環境負荷を着実に削減するため、クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車の導入拡大に取り組むとともに、次世代自動車普及のためのインフラ設備の普及を促進します。 さらに、市民一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、環境にやさしい交通行動ができるよう啓発活動を進めます。